

議事の公開の取扱いについて（案）

- 1 本検討会は、放送コンテンツに係るより適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討について、構成員の方々の自由闊達な議論を促進する必要があるとあり、特に、放送コンテンツに係る製作取引の現状の検証などを行う際、個々の企業や個人に関する情報に言及する可能性もあると考えられることから、検討会及び議事録は、非公開とする。
- 2 議事内容の透明性を確保する観点から、議事要旨を公開する。その際、議事要旨は発言者が特定されないよう作成し、座長の了解を得て公開する。
- 3 検討会に提出された資料は、原則公開とする。ただし、公開されることにより、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるもの等（公開しないことを前提に関係者から提出された資料等）は非公開とする。